

奨 学 生 募 集 要 項 (令和4年度)

公益財団法人みずほ育英会

1. 当財団の目的

当財団は、心身健全にして学業成績優秀な学生で、経済的理由により修学困難な者に対し奨学金を貸与し、社会有為の人材を育成することを目的とする。

2. 奨学生の資格

- (1) 日本国民にして資質並びに学業成績優秀で且つ健康な学生であること。
- (2) 経済的理由により学資の援助を必要とする者。
- (3) 在学する大学によって推薦された者。

※他の奨学金との併給は可（他の育英奨学団体（日本学生支援機構や各大学の学内奨学金を含む）との併給可。高等教育修学支援新制度の給与奨学金・授業料免除についてはともに併給可。日本学術振興会特別研究員採用者の応募可）

3. 奨学生の採用人員

本年度の奨学生の採用人員は、本年4月に在学する者若干名。

4. 奨学金の額と貸与の方法

- (1) 貸与月額 大学生 50,000円
 大学院生 60,000円
- (2) 貸与期間 奨学生の最短修業期間
- (3) 交付方法 首都圏在住の学生には事務局にて隔月に直接交付する。
 その他の学生には毎月上旬に振込にて対応。

5. 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、毎年学業成績表を当財団に提出しなければならない。
- (2) 奨学生又は連帯保証人の住所その他重要な事項に変更があったときは、直ちに当財団に届け出なければならない。

6. 借用証書の提出

貸与が終了した場合は、在学中貸与を受けた奨学金の全額について、連帯保証人及び保証人と連署の上、奨学金借用証書及び奨学金返還明細書を提出しなければならない。

7. 奨学金の返済方法

貸与奨学金は、貸与が終了した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後20

年以内に返済のこととし、利息はつけない。

8. 奨学金の休止、停止または廃止

奨学生が次に該当する場合には、奨学金の貸与を休止・停止または廃止することがある。

- (1) 傷痍疾病などのため成業の見込がないとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (6) その他、当財団が奨学生として、ふさわしくないと認めたとき。

9. 大学における学生の推薦

- (1) 当財団は、学生の推薦を大学の学長に依頼する。
- (2) 奨学生の採用は、大学の推薦を尊重して決定する。

10. 申請の手続き

奨学金の貸与を受けようとする者は、次の書類を提出期限までに在学する大学を経て申請する。

- (1) 提出書類
 - (イ) 連帯保証人と連署した奨学生願書
 - (ロ) 奨学生推薦状
 - (ハ) 学業成績証明書
 - (ニ) 家計支持者の年収に関する書類

- (2) 提出先

在学する大学の奨学金取扱い担当部課経由、当財団事務局。

- (3) 提出期限

6月上旬

※提出書類を踏まえ、当財団事務所（東京）にて面接を実施する。

11. 奨学生の決定及び通知

奨学生の決定は、書面により大学学長並びに申請者に通知する。

以上

お問合せ先

公益財団法人みずほ育英会 事務局（四宮、湯島）

Tel. 03 (5288) 6261 Fax. 03 (5220) 9012

E-mail : mhikueikai@outlook.com

所在地 〒100-0005

東京都千代田区丸の内1-6-1 丸の内センタービルディング 2階